

## しぶかわ電子地域通貨「渋P a y」事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、渋川市（以下「市」という。）が発行する電子地域通貨の流通を通じて、市内における地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の推進を図るとともに、市民の地域活動及び健康増進活動等の支援を目的とするしぶかわ電子地域通貨「渋P a y」について、必要な事項を定めるものとする。

### (発行者)

第2条 市は電子地域通貨の発行及び管理を行う。

2 電子地域通貨の運用については、地域通貨プラットフォームサービス c h i i c a （チーカ）にて行うものとする。

### (名称、単位及び価値)

第3条 電子地域通貨の名称、単位及び価値は次のとおりとする。

(1) 名称 渋P a y

(2) 単位 ポイント

(3) 価値 1 ポイント当たり 1 円

### (発行額)

第4条 渋P a y の一回計年度における発行額は、予算の範囲内とする。

### (発行回数及び有効期限)

第5条 渋P a y の発行は、市の事業に合わせて隨時行うものとする。

2 渋P a y の有効期限は、発行する都度、定めるものとする。ただし、個人が費用を負担して発行したものについては、直近の発行日以後 2 年を経過する日までとする。

3 有効期限を経過したものは、失効し、払戻しはしないものとする。

### (加盟店の登録等)

第6条 加盟店として登録できる者は、別に定める「しぶかわ電子地域通貨「渋P a y」加盟店規約（以下「加盟店規約」という。）」に同意した市内に事業所又は店舗を有する個人又は法人とする。

2 前項に規定する事業者が、加盟店として登録しようとする場合は、しぶかわ電子地域通貨「渋P a y」加盟店登録申請書（様式第1号）を市長に

提出しなければならない。この場合において、第10条に規定する地域貢献協力金の支払いに同意したものとみなす。

- 3 市長は前項に規定する申込書を受理し、その内容を確認の上適当であると認めたときは、しぶかわ電子地域通貨「渋Pay」加盟店認定通知書（様式第2号）により加盟店登録申請者に通知するとともに、加盟店舗証等を交付する。
- 4 加盟店は、加盟店規約に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 5 市長は、加盟店が加盟店規約に反する行為を行ったときは、当該登録を取り消すことができる。

（加盟店の認定事項変更及び登録辞退等）

第7条 加盟店は、前条第2項の規定による認定事項に変更があったときは、しぶかわ電子地域通貨「渋Pay」加盟店登録事項変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 加盟店は、前条第3項の規定による認定を辞退するときは、しぶかわ電子地域通貨「渋Pay」加盟店辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市は、前項の規定に関わらず、加盟店が営業していない事実を知り得た場合、登録を抹消することができる。

（渋Payの使用）

第8条 渋Payは、加盟店においてのみ使用することができる。

- 2 加盟店は、渋Payを使用する者（以下「使用者」という。）が、渋Payを商品、サービス等（以下「商品等」という。）に引き換えるときは、当該渋Payを現金と同様に扱うものとする。なお、使用者は、渋Payを換金することはできない。
- 3 加盟店は、渋Payと商品等との引換えに際しては、使用者に対し、釣銭を支払わないものとする。
- 4 渋Payは、発行を受けた本人又はその代理人若しくは譲渡された者に限り使用することができる。
- 5 渋Payは、以下に掲げる物品又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 国及び地方公共団体への支払
  - (2) 有価証券、商品券（加盟店で独自に使用できる利用券を含む。）、ビール券、図書券、切手、印紙、くじ、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
  - (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
  - (4) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
  - (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (7) 宗教・政治団体に関わるもの及び公序良俗に反するもの
  - (8) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法38条に規定する製造たばこ代用品の購入
  - (9) その他、各加盟店が指定するもの
- （渋Payの換金）

第9条 市は加盟店が商品等の対価として受け取った渋Payの換金について、当該換金額を加盟店が指定する口座に振込むものとする。この場合において、渋Payの換金額から次条に規定する地域貢献協力金を控除できるものとする。

2 市は、前項に規定する業務の一部又は全部を第三者に委託することができる。

（地域貢献協力金）

第10条 加盟店は、換金する渋Payの総額の1パーセントに当たる金額を、地域貢献協力金として市に支払うものとする。

2 市は、納付された地域貢献協力金を将来世代への投資を目的として行う事業に充当するものとする。

（基金への積立て）

第11条 市は、第5条第2項ただし書の規定により有効期限を経過した渋Pay及び前条第1項の規定により支払われた地域貢献協力金（以下「地域貢献協力金等」という。）を渋川市こども夢基金（渋川市こども夢基金条例（平成28年渋川市条例第17号）に規定する渋川市こども夢基金をいう。以下「基金」という。）に積み立てるものとする。この場合において、渋Payについては、1ポイントを1円に換算して、積み立てるものとする。

（渋Payの再発行）

第12条 渋Payの再発行は、原則行わないこととする。また、カード型の紛失、盗難等を確認した場合、市は早急に不正利用の防止措置を講ずることとする。

（禁止）

第13条 何人も渋Payを偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

（渋Payに関する周知等）

第14条 市は、渋Payに関し、購入方法等の事業概要、加盟店等の情報及び地域貢献協力金等の運用状況について、広報その他の方法により市民への周知を行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。